◇**医療法等の一部を改正する法律**（法律第五七号）

（厚生労働省）

一　医療法の一部改正関係

1　検体検査の精度の確保に関する事項

(一)　病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等において、臨床検査技師等に関する法律第二条に規定する検体検査（以下「検体検査」という。）の業務を行う場合は、検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要な基準に適合させなければならないものとした。（第一五条の二関係）

(二)　病院等の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならないものとした。（第一五条の三第一項関係）

(1)　臨床検査技師等に関する法律第二〇条の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者

(2)　病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であって、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

2　特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化に関する事項

(一)　特定機能病院の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該開設者と厚生労働省令で定める特別の関係がある者以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて、特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有する者を当該特定機能病院の管理者として選任しなければならないこととし、当該管理者によるその管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすることその他の措置を講じなければならないものとした。（第一〇条の二及び第一九条の二関係）

(二)　特定機能病院の管理者が行わなければならない事項に、医療の高度の安全を確保することを追加するとともに、管理者は、特定機能病院の管理及び運営に関する事項のうち重要なものとして厚生労働省令で定める事項を行う場合には、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもって構成する合議体の決議に基づいて行わなければならないものとした。（第一六条の三第一項及び第二項関係）

3　医療に関する広告規制の見直しに関する事項

(一)　何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならないこととし、その広告の内容及び方法が、誇大な広告をしないことその他厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならないものとした。（第六条の五第一項及び第二項関係）

(二)　(一)の場合において、医師又は歯科医師である旨、診療科名等の医療法第六条の五第三項各号に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、当該事項以外の広告をしてはならないものとした。（第六条の五第三項関係）

4　妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項

助産所の管理者（出張のみによってその業務に従事する助産師にあっては当該助産師）は、妊婦又は産婦（以下「妊婦等」という。）の助産を行うことを約したときは、当該妊婦等の助産を担当する助産師により、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先等を記載した書面の当該妊婦等又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならないものとした。（第六条の四の二第一項関係）

5　医療機関の開設者に対する監督に関する事項

都道府県知事等は、病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、医療法の施行に必要な限度において、当該職員に、当該病院等の開設者の事務所その他当該病院等の運営に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとした。（第二五条第二項関係）

二　臨床検査技師等に関する法律の一部改正関係

1　臨床検査技師が業として行う検体検査を、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるものとした。（第二条関係）

2　都道府県知事は、衛生検査所の登録に当たっては、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務を適正に行うために必要な基準に適合しないと認めるときは、登録をしてはならないものとした。（第二〇条の三第二項関係）

三　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成三二年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一〇条の三第五項関係）

2　1の認定の要件として、持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであると認めるときに認定するものとした。（附則第一〇条の三第四項関係）

四　施行期日等

1　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(一)　三の1　公布の日

(二)　一の4及び三の2　平成二九年一〇月一日

(三)　一の1及び二　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇**都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一五五号）（国土交通省）

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第二六号）の施行期日は平成二九年六月一五日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三〇年四月一日とすることとした。

◇**都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一五六号）（国土交通省）

一　都市公園法施行令の一部改正関係

1　公募対象公園施設である建築物を設ける場合に関する都市公園法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の一〇〇分の一〇を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとした。（第六条第六項関係）

2　一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、一〇〇分の五〇を参酌して条例で定める割合を超えてはならないこととした。（第八条第一項関係）